

船舶に定められた航行区域は船舶検査証書の「航行区域又は従業制限」の欄に記載される、「航行区域」と「ただし書き」により判断することができます。平水・限定沿海・沿岸5海里・沿海の判別は下記の通りとなります。

航行区域	ただし書きの記載内容
平水	航行区域が平水の場合、ただし書きの有無にかかわらず平水となります。
限定沿海	航行区域が沿海区域で、ただし書きに具体的(地名)な場所と距離が記載されている場合は限定沿海となります。
沿岸5海里	航行区域が沿海区域で、ただし書きに具体的(地名)な場所が書かれず、5海里の距離が記載されている場合は沿岸5海里となります。
沿海	航行区域が沿海区域で、ただし書きの記載がない場合は沿海となります。

船舶検査証書		
第1-10号		
船種及び船名	船舶番号、船舶検査票の番号又は漁船登録番号	船籍港又は定係港
汽船 安全丸	第200-00000号	東京都千代田区
総トン数又は船舶の長さ	用途	船舶所有者
5トン未満 (7.47メートル)	プレジャーモーターボート	船舶 太郎
航行区域又は従業制限	<p><b>沿海区域</b></p> <p>ただし、千葉県勝浦灯台から13.5度に引いた線と、神奈川県御崎を経て、静岡県焼津港北防波堤灯台から17.0度に引いた線の間における本州、東京都大島の各海岸から2.0海里以内の水域及び東京都新島北端から半径2.0海里以内の水域並びに船舶安全法施行規則第1条第6項の水域に限る。</p>	
最大乗員数	旅客	7人
	船員	1人
	その他の乗船者	0人
	計	8人
制限気圧	-----	
その他の航行上の条件	日没から日出までの間の航行を禁止する。	
有効期間	平成29年1月10日まで	
船舶安全法第9条第1項の規定により交付する。 平成23年1月11日(東京)		
日本小型船舶検査機構		日本小型船舶検査機構之印

航行区域

ただし書き

限定沿海と沿岸5海里のただし書きについては、次ページ以降の事例を参考に航行区域を判別してください。

航行区域についてご不明点がある場合は、コールセンターまでお問い合わせください。

小型旅客船等の安全・安心確保推進事業補助金事務局  
 電話番号：050-5838-0466  
 e-mail：info@marine-shien.jp  
 受付時間：10:00～17:00（土日祝日と年末年始を除く）

船舶検査証書		
第1-10号		
船種及び船名	船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号	船籍港又は定係港
汽船 安全丸	第200-00000号	東京都千代田区
総トン数又は船舶の長さ	用途	船舶所有者
5トン未満 (7.47メートル)	プレジャーモーターボート	船舶 太郎
航行区域又は従業制限 <small>(日本国領海又は専ら日本国の船舶にのみ適用される)</small>	<b>沿海区域</b> ただし、千葉県勝浦灯台から135度に引いた線と、神奈川県御崎を経て、静岡県焼津港北防波堤灯台から170度に引いた線の間における本州、東京都大島の各海岸から20海里以内の水域及び東京都新島北端から半径20海里以内の水域並びに船舶安全法施行規則第1条第6項の水域に限る。	
最大とう載人員	旅客	7人
	船員	1人
	その他の乗船者	0人
	計	8人
制限気圧	-----	
その他の航行上の条件	日没から日出までの間の航行を禁止する。	
有効期間	平成29年1月10日まで	
船舶安全法第9条第1項の規定により交付する。 平成23年1月11日(東京)		
日本小型船舶検査機構		日本小型船舶検査機構之印

沿海区域 } 沿海区域

ただし、

〇〇県△△岬より〇〇度に引いた線から〇〇県××市を経て、△△県××岬から〇〇度に引いた線までの間における本州の海岸から〇〇海里以内の水域及び船舶安全法施行規則第1条第6項の水域に限る。

} 場所の特定

} 距離の指定

船舶検査証書		
第1-10号		
船種及び船名	船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号	船籍港又は定係港
汽船 安全丸	第200-00000号	東京都千代田区
総トン数又は船舶の長さ	用途	船舶所有者
5トン未満 (7.47メートル)	プレジャーモーターボート	船舶 太郎
航行区域又は従業制限 <small>(日本船舶法第9条第1項の規定による)</small>	<b>沿海区域</b> ただし、千葉県勝浦灯台から135度に引いた線と、神奈川県御崎を経て、静岡県焼津港北防波堤灯台から170度に引いた線の間における本州、東京都大島の各海岸から20海里以内の水域及び東京都新島北端から半径20海里以内の水域並びに船舶安全法施行規則第1条第6項の水域に限る。	
最大 乗 員	旅客	7人
	船員	1人
	その他の乗船者	0人
	計	8人
制限気圧	-----	
その他の航行上の条件	日没から日出までの間の航行を禁止する。	
有効期間	平成29年1月10日まで	
船舶安全法第9条第1項の規定により交付する。 平成23年1月11日(東京)		
日本小型船舶検査機構		日本小型船舶検査機構之印

沿海区域 } 沿海区域

ただし、

(1) 本州、北海道、四国及び九州並びにこれらに附随する島でその海岸が沿海区域に接するものの **各海岸から5海里**以内の水域、並びに、

(2) 船舶安全法施行規則第1条第6項の水域に限る。

船舶安全法施行規則第1条第6項の水域 = 平水区域

特定文言の記載。距離は5海里以外はありません